



(別紙)

30ス庁第464号
平成30年10月23日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
殿

スポーツ庁次長
今里 讓

(印影印刷)

「地方スポーツ推進計画」の策定等について（依頼）

スポーツ庁においては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき策定した第2期「スポーツ基本計画」（計画期間：平成29（2017）年度～平成33（2022）年度）を着実に推進する一環として、各地方公共団体に対し、「地方スポーツ推進計画」（同法第10条）の策定及び当該基本計画を参酌した改定など適切な対応をお願いしているところです。

また、同基本計画における重要な目標であるスポーツ実施率の向上については、「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）（平成30年9月6日付け30ス庁第352号スポーツ庁次長通知）でお知らせしたとおり、各地域の実態に関する調査を行い、達成目標や実績を公表すること等をお願いしているところです。

こうした中、今般、「地方スポーツ推進計画」の策定状況の調査について（依頼）（平成30年8月13日付け事務連絡）にて依頼した調査結果を、別添2のとおり、とりまとめましたので、これを参照の上、下記の留意事項を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、「地方スポーツ推進計画」の策定等に適切に対応下さるようお願いいたします。

都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長においては、域内（指定都市を除く。）の市町村長及び市町村教育委員会教育長に対して、このことを周知の上、必要に応じて指導・助言をお願いいたします。

記

1 「地方スポーツ推進計画」について

- (1) 「地方スポーツ推進計画」を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと。なお、単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあつては、総合性・体系性等の観点から当該計画の点検を行い、必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと。
- (2) 第2期「スポーツ基本計画」を参酌した「地方スポーツ推進計画」の改定等を行っていない地方公共団体が多数となっていることから、同基本計画の目標達成に向け、適切な対応を検討すること。

2 スポーツ実施率に関する数値目標の設定について

- (1) 成人に係る数値目標は、ほとんどの都道府県・指定都市において設定されている一方、指定都市以外の市区町村にあつては多数が未設定となっていることから、都道府県と域内の市区町村との連携を密にし、目標の設定・達成に努めること。なお、スポーツ実施率等に関する調査を実施していない、あるいは、数値目標を有さない都道府県にあつては、適切な対応を検討すること。
- (2) このうち、障害者に係る数値目標を設定している団体は、都道府県・市区町村を通じて少数に止まっており、各地域の実状に応じて適切な対応を検討すること。

添付資料

【別添1】 関係法令等

【別添2】 「地方スポーツ推進計画」の策定状況の調査について

【本件連絡先】

(「地方スポーツ推進計画」について)

スポーツ庁政策課企画係・調査係

磯谷、河原崎、水本

電話：03-5253-4111（内線 3780）

FAX：03-6734-3790

(スポーツ実施率に関する数値目標の設定について)

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

永野、宮沢

電話：03-5253-4111（内線 2688）

FAX：03-6734-3792

関係法令等

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○第2期「スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定）（抄）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度^{*9}）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度^{*9}）となることを目指す。

（1）スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

[施策目標]

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

[現状と課題]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%（障害者は19.2%）、週3回以上のスポーツ実施率は19.7%（障害者は9.3%）（平成28年度現在（障害者については平成27年度現在））である。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、仲間との交流など様々である。
- ・ スポーツ実施の阻害要因は、仕事・家事・育児が多忙、面倒くさい、年をとっ

たなど世代によって異なる。

[具体的施策]

- ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的実施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体^{*10}等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。
- イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。
- ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。
- エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

^{*9} 障害者スポーツの振興に関する施策については、第3章2（1）①にまとめて記載し、同章中の他の施策では原則として繰り返して記載しないという方針で整理している。P 1（第1章2）に記載したとおり、障害者スポーツの振興に関する施策は、他の施策とも密接な関わりを有しており、第3章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

^{*10} スポーツ団体とは、スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むものである。

- 「スポーツ実施率向上のための行動計画について ～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（答申）」（平成30年8月6日 スポーツ審議会）（抄）

3. スポーツ実施率向上のための具体的取組

（1）全体に共通する取組

〔「地方スポーツ推進計画」の策定の促進〕

⑱「地方スポーツ推進計画¹²」の策定を促進する

- ・地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのための「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。
- ・課題の抽出、分析に加え、PDCA サイクルを回していくためには、JAGES¹³ プロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。
- ・地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。

【国、地方自治体】 <18>

〔表彰の実施〕

⑱地方自治体の取組の表彰を実施する

- ・地方自治体のスポーツ実施率向上の先進的な取組を表彰するとともに、その取組をモデル事業として紹介し、全国的な展開を促す。

【国、地方自治体】 <19>

¹² 「スポーツ基本法」(平成 23 年法律第 78 号) 第 10 条に基づき、地方自治体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとされている。

¹³ Japan Gerontological Evaluation Study (日本老年学的評価研究) プロジェクト。健康長寿社会をめざした予防政策の科学的な基盤づくりを目標とした研究プロジェクトであり、全国 41 の市町村と共同し、30 万人の高齢者を対象に調査し、全国の大学・国立研究所に所属する研究者が多面的な分析を進めている。

平成30年10月23日
スポーツ庁政策課

「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について

I. 調査期日

平成30年8月1日時点の状況を確認

II. 調査対象

都道府県47団体、指定都市20団体、指定都市以外の市区町村1721団体（※）
※東京都特別区を含む

III. 調査結果（別紙参照）

<骨子>

1. 「地方スポーツ推進計画」について

- 指定都市以外の市区町村のうち、スポーツ推進（振興）を目的とした計画がない団体が13%。
- スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画は存在しないが他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている団体が都道府県の9%、指定都市以外の市区町村の55%。
- 第2期「スポーツ基本計画」を参酌した地方スポーツ推進計画の策定・改定について、都道府県の57%、指定都市の70%、指定都市以外の市区町村の91%が未策定・未改定。

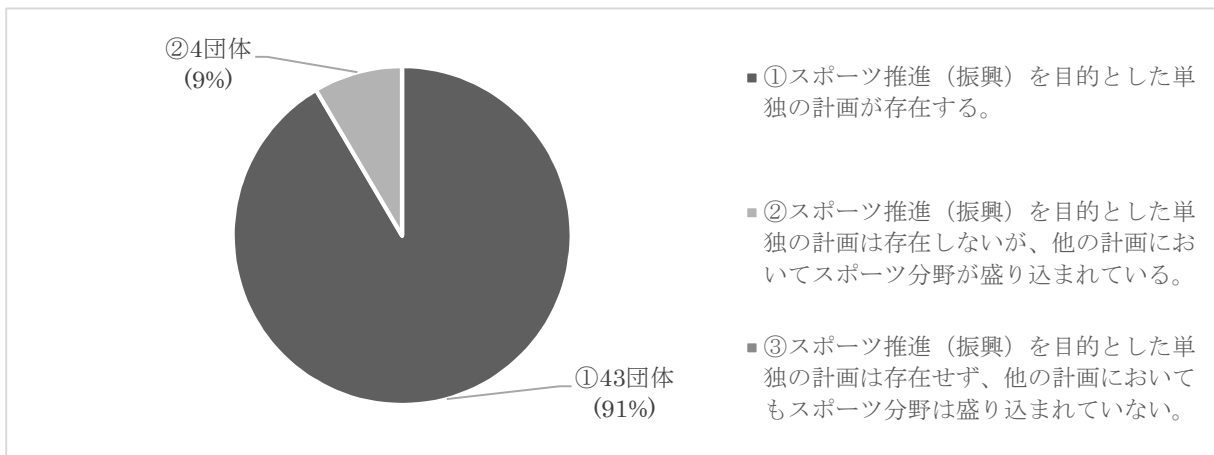
2. スポーツ実施率に関する数値目標の設定について

- 「スポーツ実施率等に関する数値目標」について、都道府県の96%、指定都市の全て、指定都市以外の市区町村の32%が設定。
- 「スポーツ実施率等に関する数値目標」を設定している団体のうち、都道府県の96%、指定都市の95%、指定都市以外の市区町村の74%が「成人の週1回のスポーツ実施率」を数値目標として設定。
- 「成人の週1回のスポーツ実施率」を数値目標として設定する都道府県・指定都市のうち、第2期「スポーツ基本計画」の掲げる65%を下回る目標を設定している団体が11%。
- 「スポーツ実施率等に関する数値目標」を設定している地方公共団体のうち「障害者のスポーツ実施率」に関する指標を設定している地方公共団体については、都道府県の7%、指定都市の10%、指定都市以外の市区町村の2%。
- 「スポーツ実施率等に関する数値目標」を設定している地方公共団体のうち、都道府県の22%、指定都市の40%、指定都市以外の市区町村の39%が基本計画に掲げるもの以外の独自の指標を設定（例：子供、女性、高齢者のスポーツ実施率に着目した指標）。

「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について（都道府県・指定都市）

(1) 「地方スポーツ推進計画」の策定状況

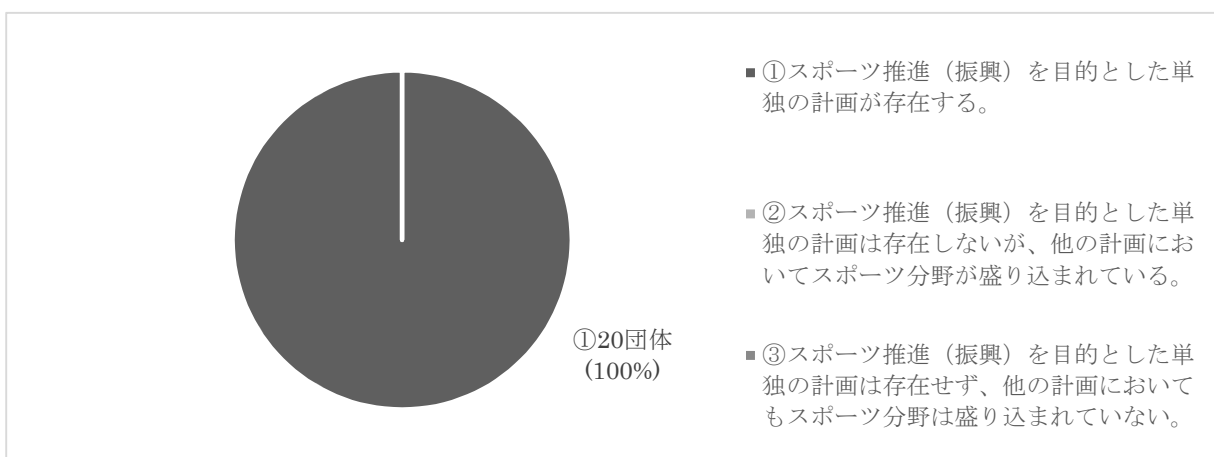
●都道府県（47）



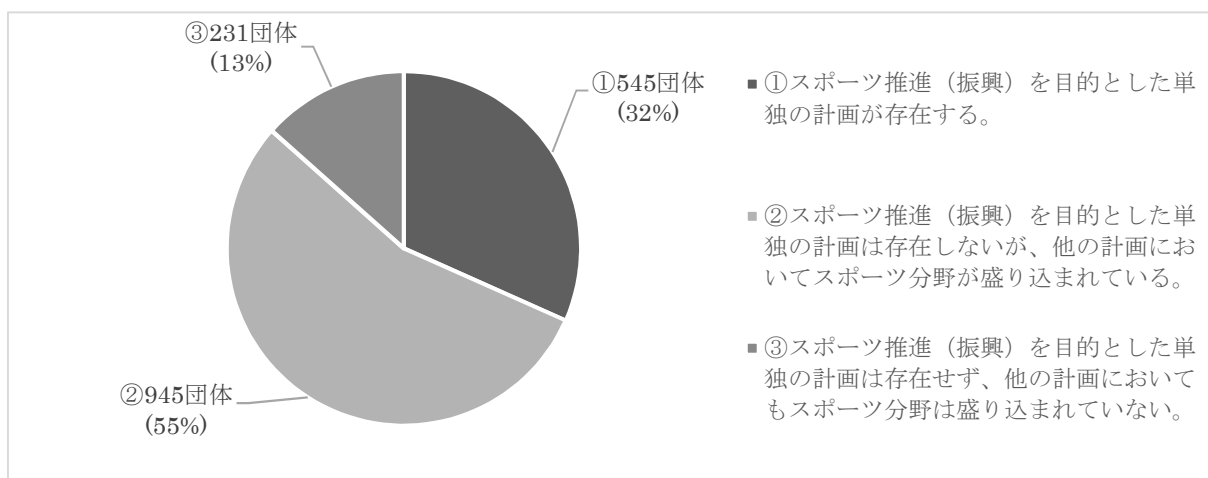
※他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている都道府県：

- ・岩手県（いわて県民計画第3期アクションプラン）
- ・石川県（第2期石川の教育振興基本計画）
- ・香川県（香川県教育基本計画）
- ・宮崎県（第二次宮崎県教育振興基本計画）

●指定都市（20）



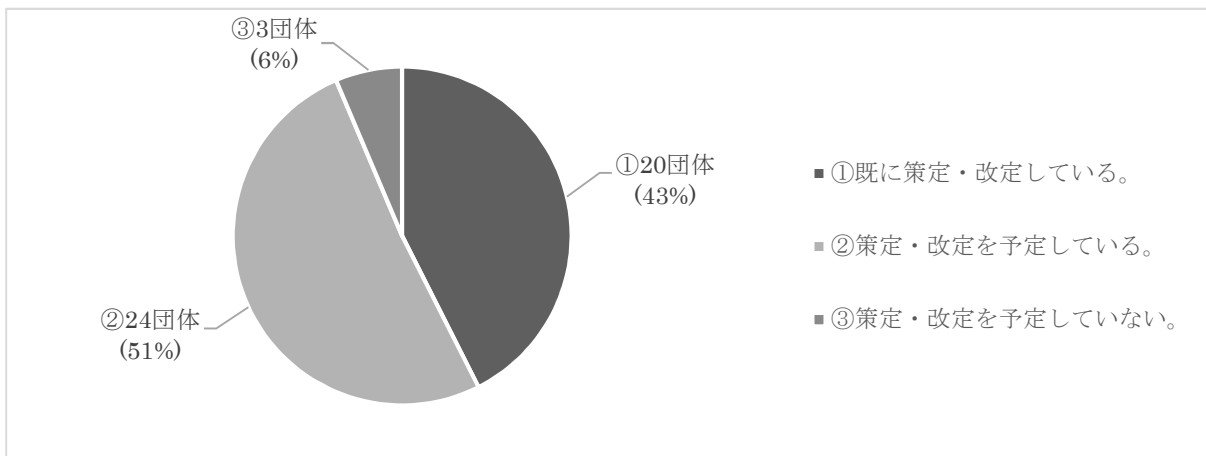
●指定都市以外の市区町村（1721）



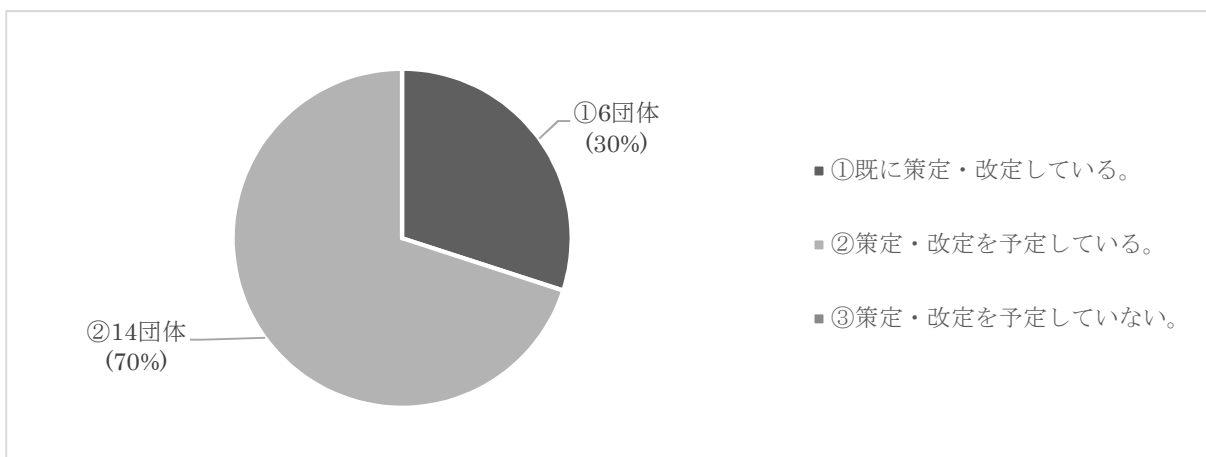
(2) 「地方スポーツ推進計画」が2017年(平成29年)に策定された国の第2期スポーツ基本計画を参酌して策定・改定しているか

※(1)で「①スポーツ推進(振興)を目的とした単独の計画が存在する。」又は「②スポーツ推進(振興)を目的とした単独の計画は存在しないが、他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている。」とした地方公共団体(都道府県:47、指定都市:20、指定都市以外の市区町村:1490)の回答を集計。

●都道府県(47)



●指定都市(20)

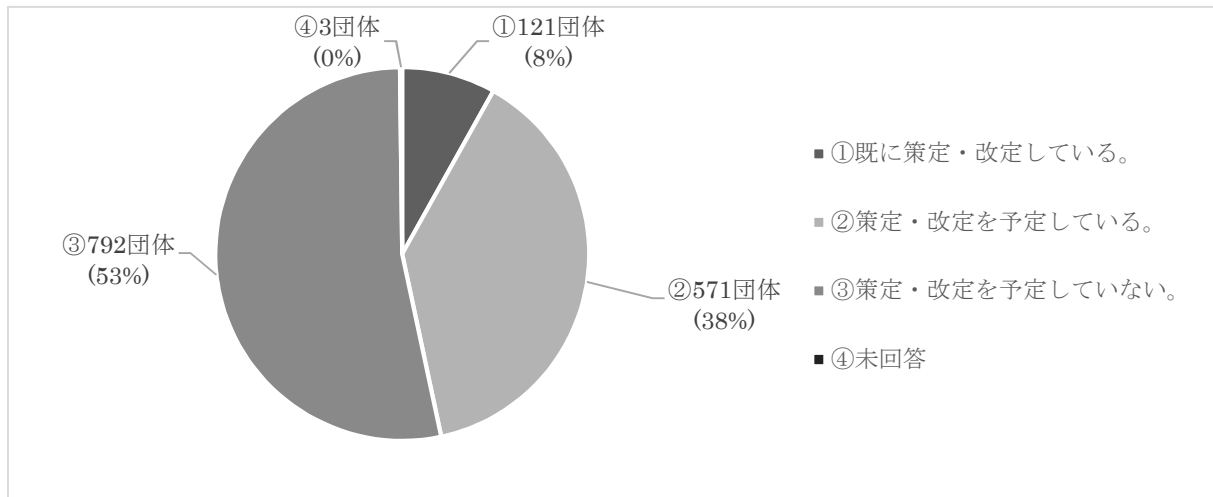


○地方スポーツ推進計画の改定において、国の第2期スポーツ基本計画を参酌して盛り込んだ事項の例（26 団体（都道府県・指定都市））

※「参酌した内容のポイントを記述してください。」との問に対する地方公共団体の回答内容を集計

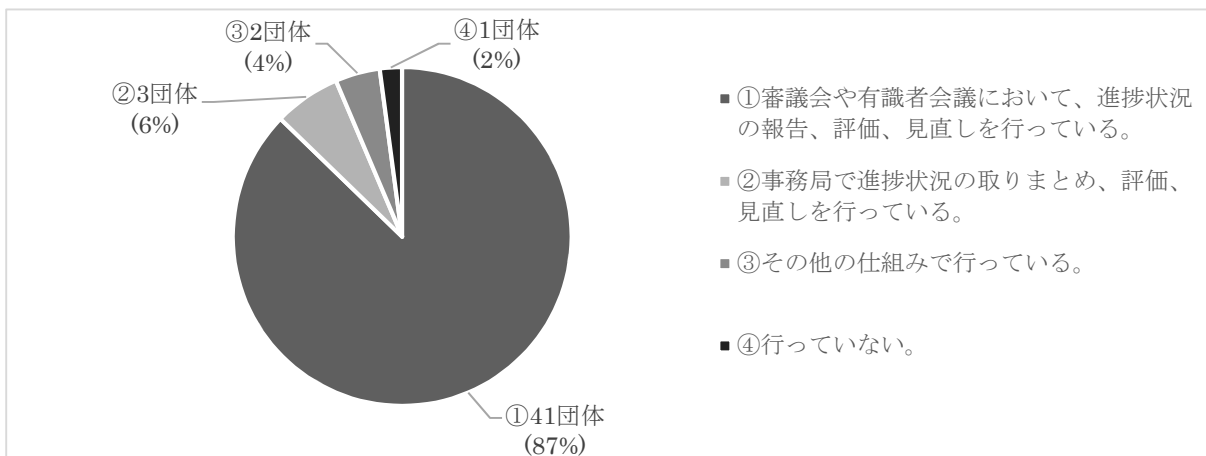
- ・ スポーツの価値を盛り込んだ（7 団体）
- ・ スポーツ参画人口の拡大（5 団体）
- ・ 障害者スポーツの振興（5 団体）
- ・ 数値目標の設定（5 団体）

●指定都市以外の市区町村（1490）

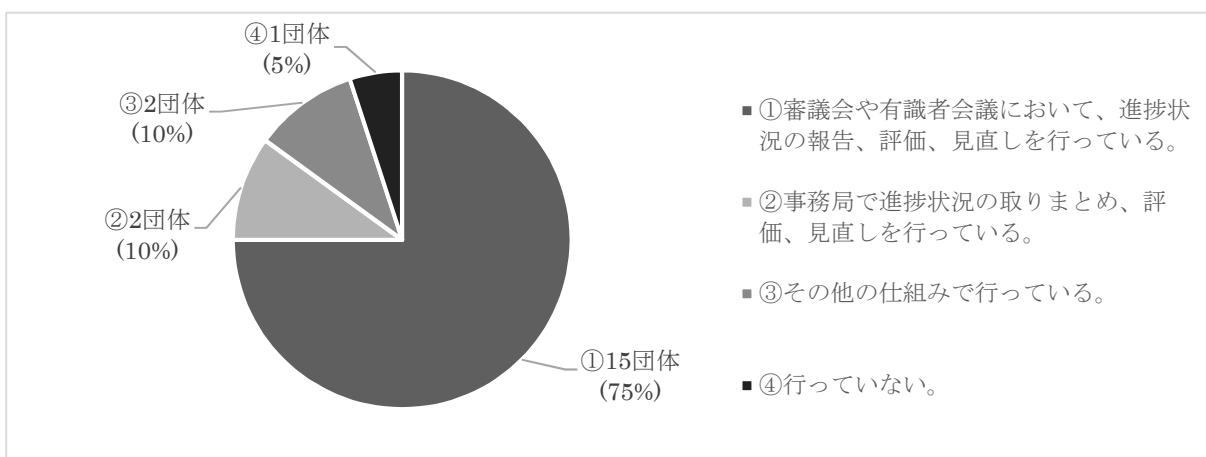


(3) 地方スポーツ推進計画の策定・改定にあたり、PDCAサイクルを回す仕組みの有無

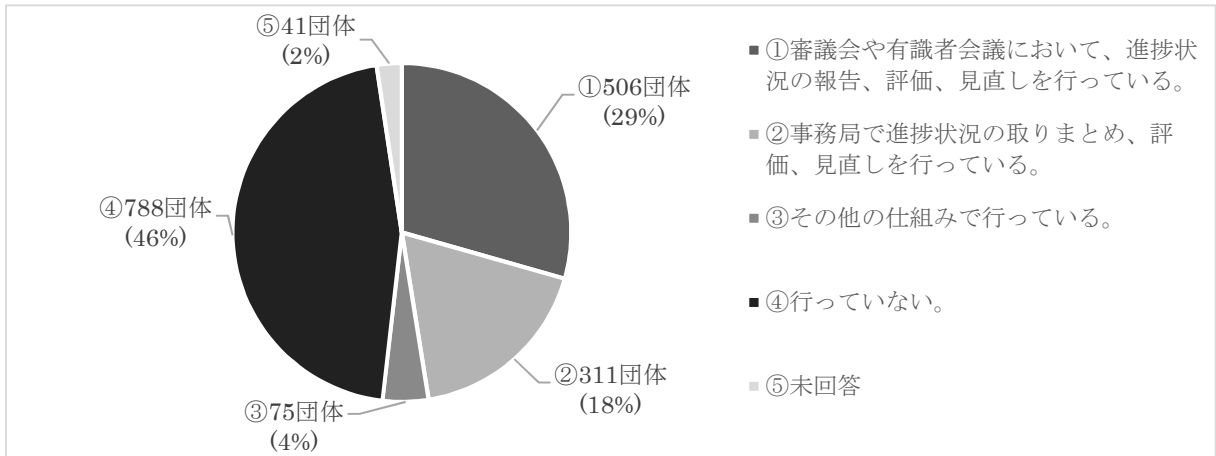
●都道府県 (47)



●指定都市 (20)

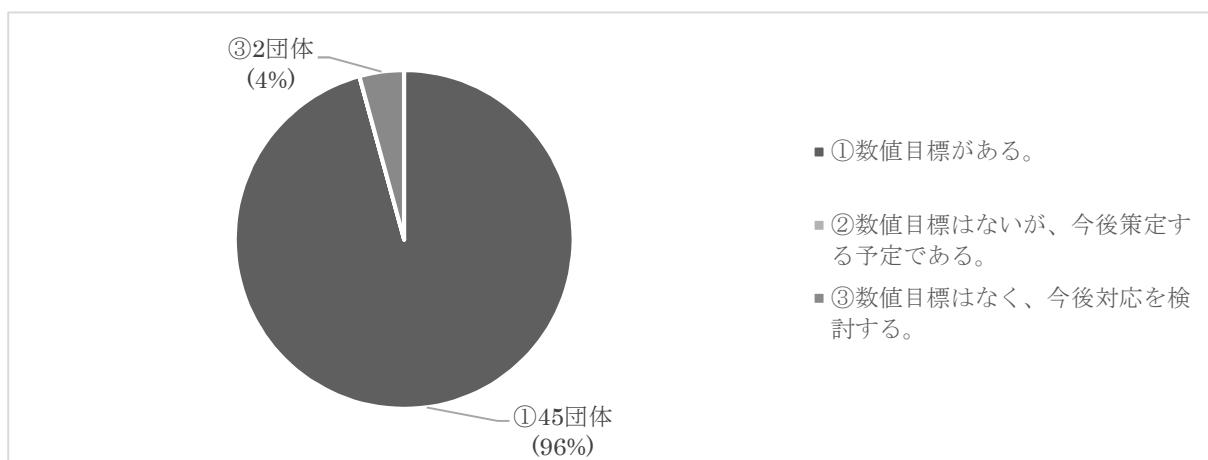


●指定都市の市区町村（1721）

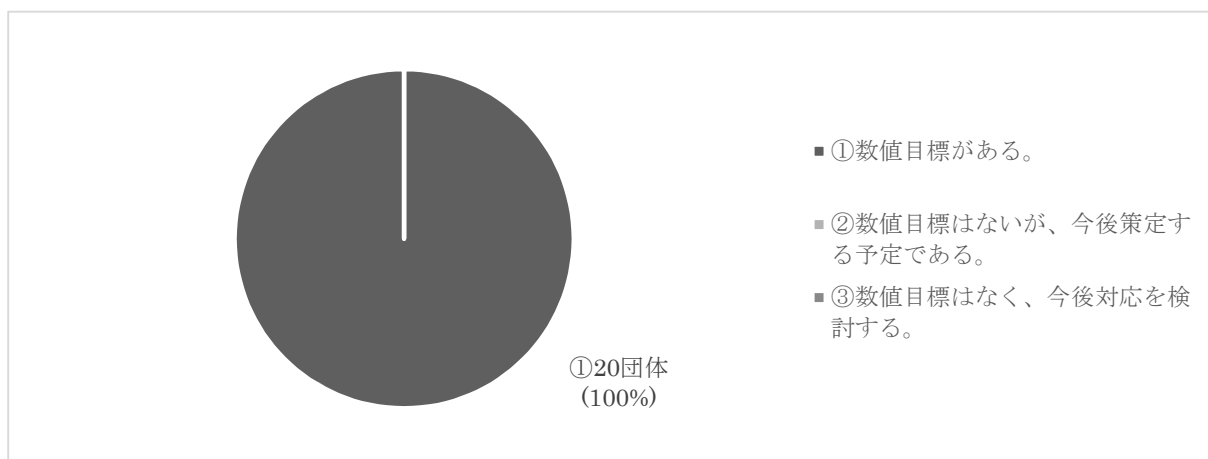


(4) スポーツ実施率等に関する数値目標の有無

●都道府県 (47)

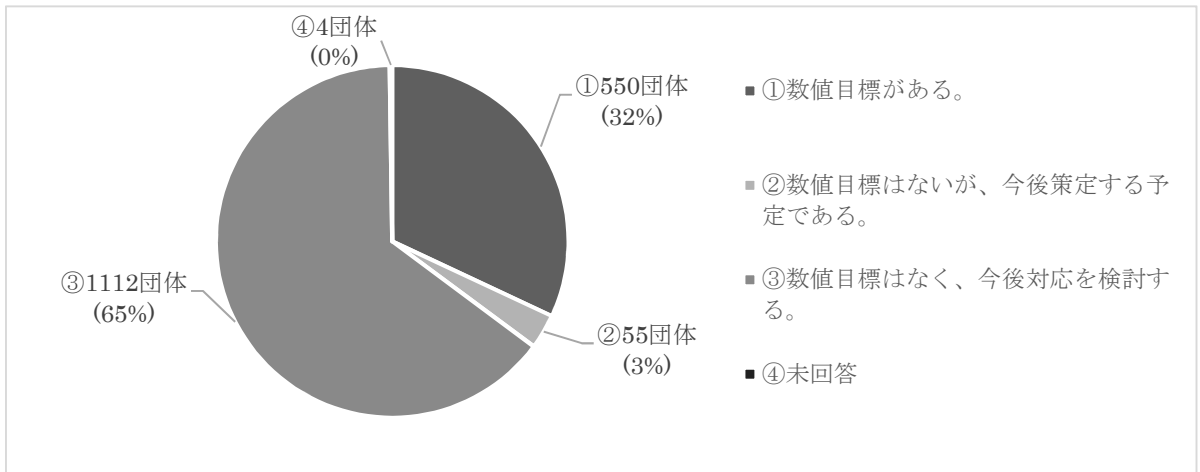


●指定都市 (20)



※なお、都道府県・指定都市 67 団体のうち 64 団体でスポーツ実施率等に関する調査が行われている。

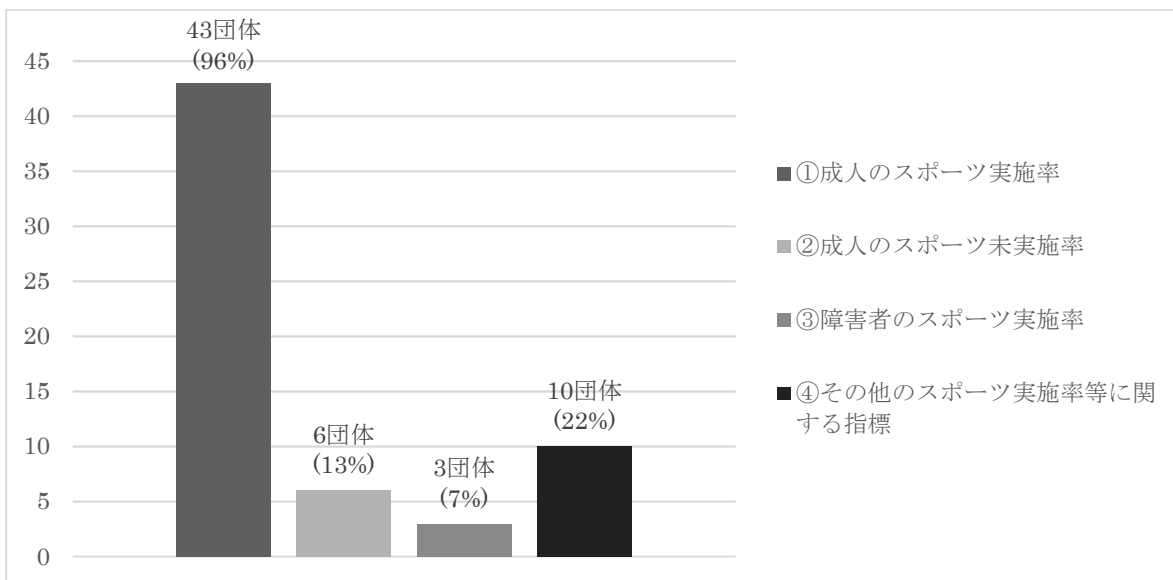
●指定都市以外の市区町村（1721）



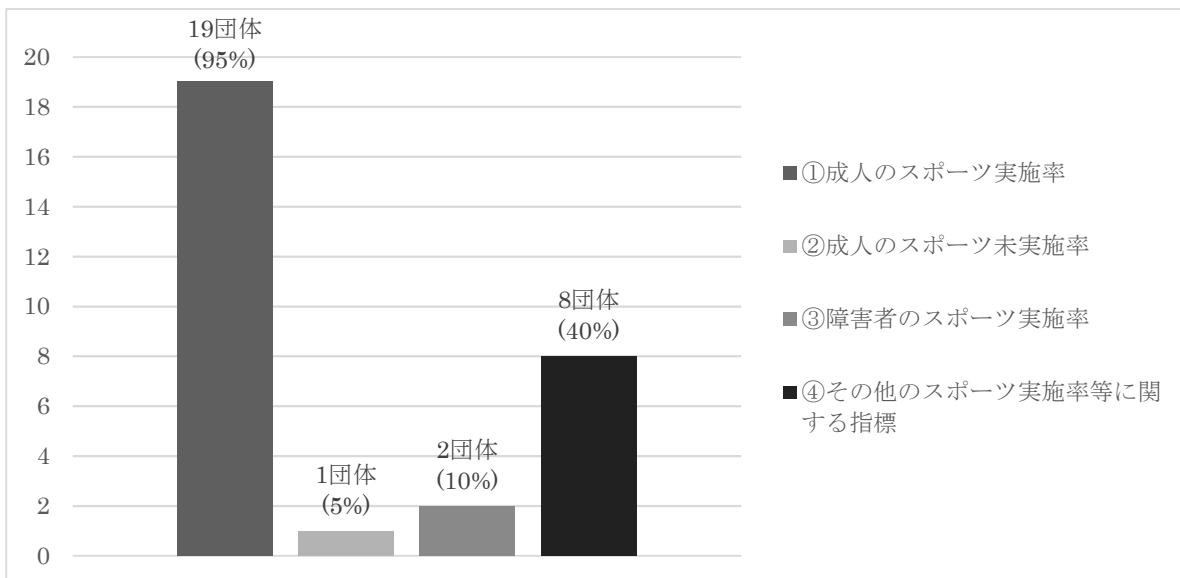
(5) - 1 スポーツ実施率等に関する指標の内容について（複数回答）

※（4）で「①数値目標がある。」とした地方公共団体（都道府県：45、指定都市：20、指定都市以外の市区町村：550）の回答を集計。

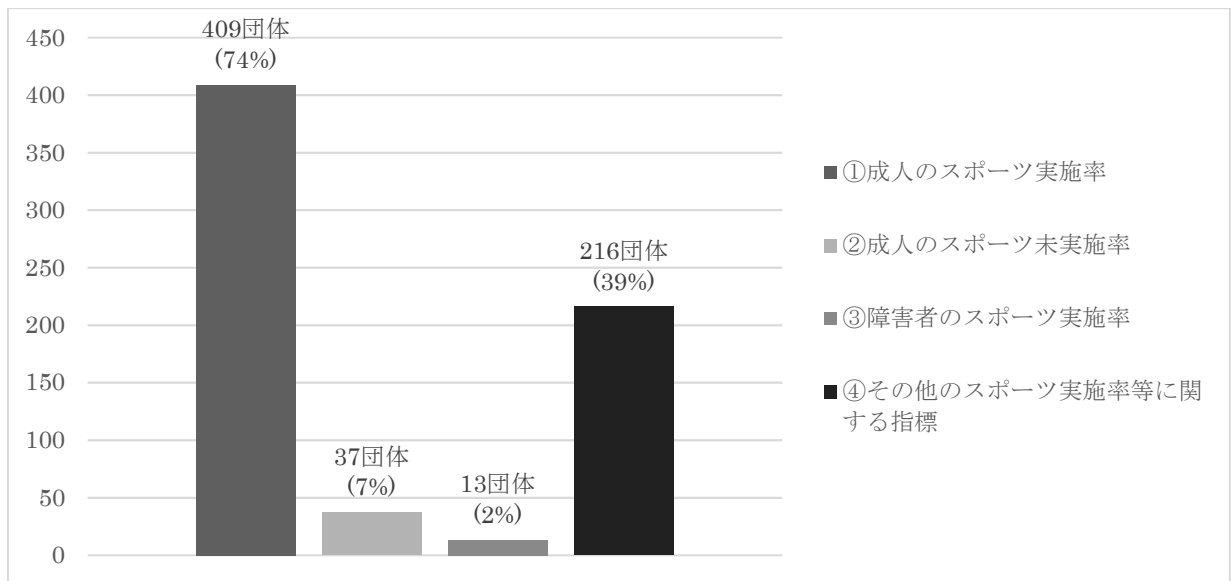
●都道府県（45）



●指定都市（20）



●指定都市以外の市区町村（550）



(5) - 2 都道府県・指定都市の回答より

○国の目標「成人のスポーツ実施率を週1回が65%程度」との比較

(成人のスポーツ実施率に関する指標がある地方公共団体 62 団体)

| | |
|-------------------|--|
| 65%よりも高い目標を設定している | 7 団体 (福島県(75%)、東京都(70%)、兵庫県(75%)、鹿児島県(70%)、さいたま市(70%)、静岡市(68%)、広島市(75%)) |
| 65%の目標を設定している | 33 団体 |
| 65%よりも低い目標を設定している | 19 団体 |
| その他※ | 3 団体 |

※実施率の目標を世代ごとに複数設定 (2 団体)、基準が「週1回」ではない (1 団体)

○国の目標「成人のスポーツ実施率を週3回が30%程度」との比較

(成人の週3回以上のスポーツ実施率の指標があると記述した地方公共団体 15 団体)

| | |
|-------------------|--|
| 30%よりも高い目標を設定している | 4 団体 (兵庫県(40%)、鹿児島県(35%)、静岡県(35%)、北九州市(35%)) |
| 30%の目標を設定している | 11 団体 |
| 30%よりも低い目標を設定している | 0 団体 |

○国の目標「成人のスポーツ未実施率をゼロに近づくことを目指す」との比較

(成人のスポーツ未実施率に関する指標がある地方公共団体 7 団体)

| | |
|--------------------|---------------------|
| 0%の目標を設定している | 3 団体 (神奈川県、兵庫県、浜松市) |
| 0%よりも高い値の目標を設定している | 4 団体 |

○国の目標「障害者のスポーツ実施率を週1回が40%程度」との比較

(障害者の週1回以上のスポーツ実施率に関する指標がある地方公共団体 5 団体)

| | |
|-------------------|-----------------|
| 40%よりも高い目標を設定している | 1 団体 (滋賀県(65%)) |
| 40%の目標を設定している | 3 団体 |
| 40%よりも低い目標を設定している | 1 団体 |

<地方公共団体からの回答の例>

○国の指標とは異なる成人のスポーツ実施率の指標を設定している例

奈良県：1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人の割合を「50%」

○子供のスポーツ実施率の指標を設定している例

神奈川県：子どもの週3回以上のスポーツ実施率を55%以上にするとともに、スポーツ非実施率を10%以下にする

福井県：1日の運動実施時間が1時間以上の子ども
H30年までに小学78%中学82%

鳥取県：幼児期の運動→1日合計60分を目安に、楽しく体を動かす機会（様々な運動遊びやお手伝い等の合計）を確保

○女性のスポーツ実施率を設定している例

東京都：20～30歳代女性（都民）のスポーツ実施率（2020年：50%、2024年度：55%）

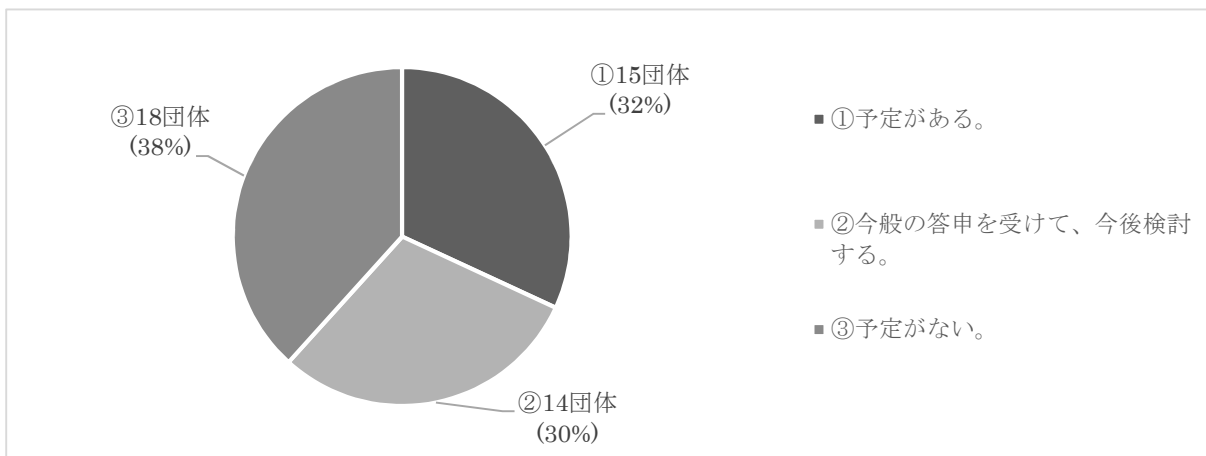
○高齢者のスポーツ実施率を設定している例

東京都：60歳以上の都民のスポーツ実施率（2020年：75%、2024年度：75%を維持）

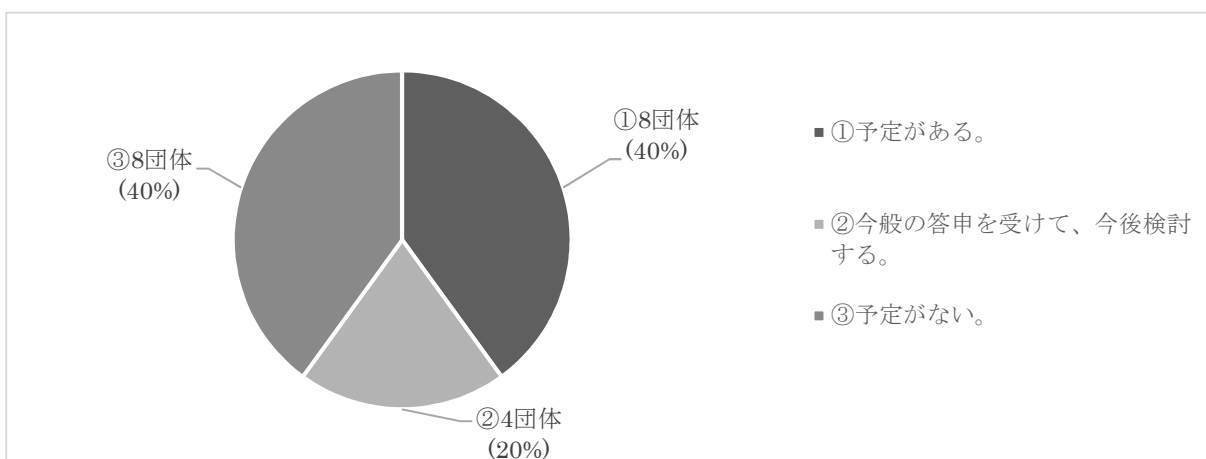
横浜市：高齢者（65歳以上）実施率・週1回以上70%程度

(6) 国の第2期スポーツ基本計画や今般の答申を踏まえ、スポーツ実施率に関する数値目標の策定・改定を行う予定があるか

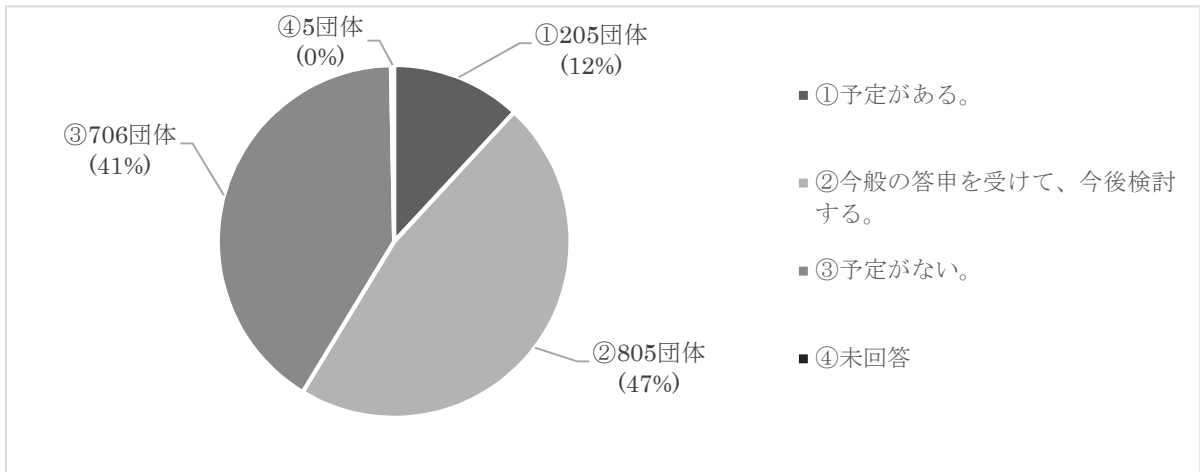
●都道府県 (47)



●指定都市 (20)



●指定都市以外の市区町村（1721）



(7) 地方公共団体におけるスポーツ実施率向上に向けた取組の例

① キャッチフレーズを設定したスポーツの習慣化の促進

- ・宮崎県 1130 運動(1週間に1回以上 30分以上の運動・スポーツの普及)
- ・神奈川県 3033 運動(1日 30分、週 3回、3か月間継続する取組)
- ・福井県 ふくい(291)スポーツチャレンジ(1日 30分以上の運動を週 2回以上、月 9回のペースで1年間継続)

② 気軽に楽しく、ゆるスポ、軽スポ、スポレクなどに取り組んでいるもの

- ・千葉県(学校の昼休みに、遊び感覚で取り組める運動種目紹介)
- ・岐阜県(レクリエーションスポーツに特化した係の設置、県民一人一人が1つはレクリエーションを実践する「ミナレク運動」)

③ スポーツ+αの要素を取り込んだ取組

- ・京都府(音楽やファッション等を取り入れたスポーツイベントのプロデュース)

④ ウォークビズ・ウォークイベント等の取組

- ・富山県
- ・徳島県

※回答にはないが、福島県、福井県でも実施中。

⑤ スポーツ部局と他分野と連携している取組

- ・兵庫県(健康づくりチャレンジ企業、商店街に対する機器等の購入費補助)
- ・徳島県(総合型クラブの養護老人ホームでの指導に補助)
- ・静岡県(健康経営宣言した事業所等にスポーツイベントを周知)

※都道府県及び指定都市を対象に尋ねた問9「自治体の域内におけるスポーツ実施率向上のための重要施策や特色ある取組について、その概要を記載してください」という問に対する回答の中から、スポーツ庁にて抜粋。